

令和３年第２回定例会
赤井川村議会会議録
第１日（令和３年６月１５日）

◎議事日程（第１日）

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 発議第 １号 地域公共交通対策特別委員会の設置案について
地域公共交通対策特別委員会委員の選任
- 第 ５ 決議案第１号 令和３年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について
- 第 ６ 報告第 １号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 第 ７ 議案第２３号 赤井川村表彰条例の一部を改正する条例案について
- 第 ８ 議案第２４号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 ９ 議案第２５号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について
- 第１０ 議案第２６号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 第１１ 議案第２７号 令和３年度赤井川村一般会計補正予算（第３号）
全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第１２ 同意案第１号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて
- 第１３ 諮問案第１号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて
- 第１４ 一般質問
新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

追加日程

- 第 １ 総務開発常任委員会委員長報告 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について
- 第 ２ 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 ３ 予算特別委員会 議案第２７号 令和３年度赤井川村一般会計補正予算（第３号）
委員長報告
- 第 ４ 意見書案第１号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書案
- 第 ５ 意見書案第２号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案

第 6 総務開発常任委 閉会中の継続調査申出書
員会委員長申出

第 7 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書
委員長申出

◎出席議員（8名）

1 番	連	茂 君	2 番	曾 根 敏 明 君
3 番	辻	康 君	4 番	能 登 ゆ う 君
5 番	湯 澤 幸 敏 君	6 番	川 人 孝 則 君	
7 番	山 口 芳 之 君	8 番	岩 井 英 明 君	

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村 長	馬 場 希 君
副 村 長	大 石 和 朗 君
会 計 管 理 者	小 畑 信 幸 君
総 務 課 長	高 松 重 和 君
保健福祉課長	藤 田 俊 幸 君
介護保険課長	神 信 弘 君
産 業 課 長	秋 元 千 春 君
建 設 課 長	今 城 豪 君
教 育 長	根 井 朗 夫 君
教育委員会次長	谷 早 苗 君
代表監査委員	大 西 敏 典 君

◎議会事務局

事 務 局 長	瀬 戸 雅 哉 君
書 記	伊 藤 秋 恵 君

(午前 9時05分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。
定足数に達しておりますので、令和3年第2回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、決議案1件、報告1件、議案6件、同意案1件、諮問案1件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、川人孝則君及び7番、山口芳之君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月16日までの2日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月16日までの2日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願ひます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思ひますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願ひたいと思ひます。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和3年4月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページとして配付いたしております。

続いて、村長より行政報告を行います。

村長より報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、改めましておはようございます。私のほうから行政報

告 7 件をさせていただきます。

お手元の資料の 1 ページ目をお開きください。まず、1 件目は、赤井川村情報公開条例及び赤井川村個人情報保護条例の運用状況についてでございます。赤井川村情報公開条例第31条及び赤井川村個人情報保護条例第46条の規定により毎年条例の運用状況の報告が義務づけられておりますので、下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、赤井川村情報公開条例の運用状況についてでございます。期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで、開示請求件数 3 件、決定区分、全部開示が 2 件、一部開示が 1 件でございます。2 として、赤井川村個人情報保護条例の運用状況でございます。期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで、開示請求件数はなしでございます。3 として、運用状況の公表については、7 月広報により公表するというようにしております。

2 ページ目をお開きください。開示請求内容の内訳でございます。1 件目は、令和元年度地域包括センター事業収支報告、業務実績報告書について、決定内容については開示でございます。2 番目として、令和元年度道の駅業務報告書につきましては、一部開示としては理由等については記載のとおりでございます。3 番目、3 点目については地域ケア会議について 2020 年 4 月から 2021 年 1 月までの会議報告書につきましては、決定内容としては開示ということで、3 件についての開示請求があったということをご報告させていただきます。

続きまして、2 件目、第四期赤井川村総合計画事業実施計画書についてということで、3 ページ目をお開きください。第四期赤井川村総合計画事業実施計画書について。令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とする第四期赤井川村総合計画（後期基本計画）に基づき具体的に実施する事業の内容や財源等を整理した第四期赤井川村総合計画事業実施計画書（平成 28 年から令和 5 年度）を取りまとめましたので、次のとおり行政報告をいたします。

計画の期間としましては、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とし、変動する社会情勢や財政状況等に対応するため、毎年度ローリング方式により見直しを行います。米印として、平成 28 年度から令和 2 年度については、事業実績値を整理しております。次に、実施計画の構成でございます。社会情勢や国、北海道の財政措置、財政状況などにより事業の実施や事業内容に変更が生じる場合がありますが、総合計画に定める 6 つの分野に応じて各種事業の進行管理を行うとともに、実施計画作成段階における事業内容、事業主体、実施年度、予定事業費を整理しております。

次に、第四期赤井川村総合計画事業実施計画書ということで別冊でお配りしておりますので、後ほどご確認をいただければなというふうに思います。

次に、赤井川村エネルギービジョンの策定についてでございます。4 ページ目をお開きください。赤井川村におけるエネルギーの消費特性やエネルギー資源、地域課題を把握するとともに、村内における有望な再生可能エネルギーを活用したプロジェクトを抽出し、

地域内での経済循環やエネルギーの多様化、多層化による新たな地域振興、雇用創出に寄与することを目的に赤井川村エネルギービジョンを策定しましたので、次のとおり行政報告をいたします。

計画期間については、令和3年度、2021年度からおおむね10年間としております。エネルギービジョンの基本方針としましては、1つ目として再生可能エネルギーの導入方針として、小水力発電や地熱発電を中心に民間主導の事業化を目指し、エネルギーの地産地消を実現する体制の構築を目指します。2として、公共施設における再生可能エネルギーの導入方針でございます。保養センターなどを中心として再生可能エネルギー導入を促進することにより、平時における施設の光熱水費削減を図り、エネルギーの地産地消を進めるとともに、非常時における各施設の減災、防災力強化に資する再生可能エネルギー設備の導入を目指しますということで、お配りしておりますエネルギービジョン概要版の7ページを参照していただければというふうに思います。

次に、重点プロジェクトとして、村内で先行しているプロジェクト及びエネルギー需要を踏まえ、赤井川村において地域の産業の活性化などに寄与する7つの再生可能エネルギープロジェクトを位置づけております。これも概要版の8ページから11ページを後ほど御覧いただければと思います。本年度におきましては、昨年度に引き続き経済産業省の補助事業を活用し、小水力発電事業化詳細調査、阿女鱒岳地熱資源利活用調査、カルデラ温泉ほか再エネ導入調査の3つのプロジェクトについて本ビジョンに基づいた取組を進めることとしております。

こちらについても別冊で計画をお配りしておりますので、後ほどご確認をいただければというふうに思います。

続きまして、5ページ目をお開きください。赤井川村における新型コロナウイルスワクチン接種状況についてでございます。北後志5町村が共同でワクチン接種体制を構築することで円滑にワクチン接種を実施することを目的として協定を締結し、これまで取り進めてきているところでありますが、6月14日までの状況について報告いたします。

接種体制について、北後志5町村の15医療機関で実施しております。医療機関ごとに1日の接種数、実施する曜日や受付時間はそれぞれ異なります。6月より協会病院が土日に実施する大規模接種、1日当たり1,200人をめどとしております、も始まっています。米印として、7月は4日の日曜日、11日の日曜日、17日の土曜日、18日の日曜日までの予約を受付中でございます。2つ目の米印として、赤井川村診療所の1日当たりの接種数は5月が日当たり10人、6月が日当たり12人でございます。

接種案内発送状況でございます。案内発送の時期は、北後志5町村で統一して行っております。現在までに段階的に50歳以上の対象者へ案内を発送済みです。米印として、今後は状況を見て49歳以下の対象者へ順次案内を発送する予定ですのでということで、今朝の新聞で御覧いただいたかなというふうに思うのですが、49歳以下の予定としましては今週の金曜日に40から49まで、来週の金曜日に12歳から39歳までということで今のところ発

送する予定になっております。ワクチンの量につきましては、8月までにこの5町村分のワクチンについては全て確保できるというめどが立ちましたので、こういった形で進めていくということを5町村で決定しまして、進めていくということにしております。

続きまして、接種の予約状況、6月14日現在でございます。高齢者施設優先接種について、施設で実施して、職員なども含むということで、村については対象1事業所、60人で2回接種済みでございます。優先接種対象者、65歳以上の方につきましては、赤井川村の65歳以上は373人おります。その中、予約済みの方が307人ということで82.3%になっております。米印ですけれども、確認できた範囲で接種の予定のない方、または接種を見合わせているという方を除くと対象者が329人となり、その場合の予約率は93.3%となっております。

参考として、接種済みの割合ということで北後志5町村、1回以上接種した割合は65歳以上で63.4%、赤井川村については1回以上接種した割合、65歳以上で53.5%となっております。64歳以下の対象者の予約状況で50歳までの案内発送済みの内訳でございますけれども、60から64歳が61人中で43人、70.5%、50から59歳で146人中55人ということで32.2%、12歳から49歳ということで、これは優先接種または基礎疾患がある方ということで、それぞれ相談を受けた中で接種券を発行しているというところなのですけれども、この方々490人中20人ということで4.1%となっております。

今後においても5町村で協力しながら円滑に接種が進むように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、6ページ目をお開きください。赤井川村障がい者計画、第6期障がい者福祉計画、第2期障がい児福祉計画の策定についてということで3本の計画の策定についてご報告を申し上げます。

目的としましては、国や赤井川村の動向、状況などを的確に把握し、障害のある人々が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指して、総合的な障害者施策の推進に取り組む赤井川村障がい者計画、第6期障がい者福祉計画、第2期障がい児福祉計画を策定すると。根拠法令については、それぞれ3つの計画について策定義務があると法律で定められている計画でございます。記載のとおりでございます。経過につきましては、昨年の8月31日の第1回保健福祉推進会議で計画の骨子を説明しながら、パブリックコメントなども受け付けて、またそれぞれの委員さんからの意見も踏まえながら、今年の4月8日のそれぞれの計画に対する意見募集等も行いまして、特に意見がなく、計画が承認されたとみなし、同日付で3つの計画について決定をしております。今後については、計画に基づき各施策を実施、点検、評価を経て改善を積み重ねていくということで、計画はホームページで公表していくという予定になっております。こちらについても後ほどご確認をいただければなというふうに思います。

続きまして、7ページ目になります。第8期赤井川村高齢者保健福祉計画の策定について。

目的としましては、高齢者（老人）保健福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の市町村は地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとするの規定に基づき、法定計画として位置づけられております。第7期高齢者保健福祉計画、平成30年から令和2年度までの期間が終了するため、必要な見直しを加えた第8期高齢者保健福祉計画を策定いたしました。なお、高齢者（老人）保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体の計画として策定されておりましたが、介護保険事業が平成21年度から後志広域連合を保険者として実施されているため、介護保険事業計画は後志広域連合で作成します。そのため、赤井川村高齢者保健福祉計画は後志広域連合が策定する介護保険事業計画と分離し、策定することになります。根拠法令として老人福祉法ということで、策定義務ありの計画となっております。経過につきましては、昨年の8月の13日に策定スケジュールを決定して、2回の保健推進員会議、パブリックコメントの実施を行いまして決定をさせていただいております。今後については、計画に基づき各施策を実施、点検、評価を経て改善を積み重ねていくという考えでおります。計画は、赤井川村総合保健福祉計画の一部としてホームページに公表済みでございますので、ご確認をいただきたいというふうに思います。

最後になります。8ページ、9ページ目についてです。令和3年3月1日以降の工事発注状況でございます。3月29日の一般廃棄物最終処分場管理業務から9ページ目の5月28日の人事給与システム導入業務までの42件についての状況をご報告させていただいておりますので、こちらについても後ほどご確認をいただければなというふうに思います。

以上、早口でちょっと聞きづらかった点もあるかと思いますが、7件について行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含めて質疑もあらうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 発議第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、発議第1号 地域公共交通対策特別委員会の設置を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

曽根敏明君。

○2番（曽根敏明君） 提出議案につきまして説明いたします。

発議第1号 地域公共交通対策特別委員会の設置について。

赤井川村議会会議規則第14条第2項の規定により、地域公共交通対策特別委員会の設置案を別紙のとおり提出します。

令和3年6月15日提出、提出者、赤井川村議会議員、曾根敏明。賛成者、赤井川村議会議員、能登ゆう。

次のページです。地域公共交通対策特別委員会の設置。

次のとおり、地方自治法第109条及び赤井川村議会委員会条例第5条の規定により、地域公共交通対策特別委員会を設置する。

1、名称につきましては、地域公共交通対策特別委員会といたします。

2、目的につきましては、既存民間路線バス廃止に伴う地域交通の在り方について調査をいたします。

3、委員数は7名といたします。

4、調査期間は、調査が終了するまで議会の閉会中も継続して調査を行います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号 地域公共交通対策特別委員会の設置を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発議第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、発議第1号 地域公共交通対策特別委員会の設置は、原案のとおり可決されました。

次に、地域公共交通対策特別委員会委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。地域公共交通対策特別委員会委員の選任につきましては、赤井川村議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除いた7名です。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり地域公共交通対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前 9時30分 休憩

午前 9時31分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に地域公共交通対策特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、ご報告申し上げます。

地域公共交通対策特別委員会委員長に川人孝則議員、副委員長に湯澤幸敏議員、以上のとおり互選されましたので、ご報告申し上げます。

◎日程第5 決議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、決議案第1号 令和3年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを議題といたします。

事務局に朗読させ、説明といたします。

○議会事務局長（瀬戸雅哉君） 朗読いたします。

決議案第1号 令和3年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について。

会議規則第14条の規定により、上記の決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年6月15日提出、提出者、赤井川村議会議員、曾根敏明、賛成者、赤井川村議会議員、辻康。

理由、議会の円滑な運営と議員の資質向上、親睦を図り、村の振興発展に資するため、議員研修等計画を定める。

次ページになります。令和3年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議。

期日、場所、対象者、内容の順に読み上げます。

令和3年8月24日、ニセコ町、全員、後志町村議会議員研修会。

令和3年10月、北海道内、全員、議員道内視察研修。

決定していない部分及び変更のあった場合の取扱いについては、議長一任とする。

以上決議する。

令和3年6月15日提出、赤井川村議会。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） これより決議案第1号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより決議案第1号 令和3年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

決議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、決議案第1号 令和3年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された研修等の計画につきましては、その実施に当たり特段のご配慮をお願い申し上げたいと思います。

◎日程第6 報告第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和2年度赤井川村一般会計補正予算書第10号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月15日提出、赤井川村長。

1 ページおめくりください。令和2年度赤井川村繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてでございます。中間にあります翌年度への繰越額についてのみ読み上げさせていただきます。

それでは、2款総務費、1項総務管理費でございます。事業名といたしましては、高度無線環境整備推進事業でございます。翌年度に繰り越す額としては1億1,390万2,000円でございます。同項の赤井川村テレビジョン放送局受信空中線輻射器修繕工事については、308万円でございます。

続いて、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費でございます。事業名としましては、社会保障・税番号制度（住民情報）システム改修業務でございます。221万6,500円でございます。次に、社会保障・税番号制度（戸籍附票）システム改修業務でございます。これについては488万4,000円でございます。次に、社会保障・税番号制度（戸籍情報）システム改修業務でございます。149万6,000円でございます。

次に、7款土木費、4項住宅費でございます。事業名、赤井川村移住・定住支援事業補助金、300万円。

次に、9款教育費、2項小学校費でございます。事業名としましては、赤井川小学校備品（学校保健特別対策事業）購入事業（その3）、52万3,930円。都小学校後付け式自動水栓購入事業で17万1,600円。

3項の中学校費、赤井川中学校備品（学校保健特別対策事業）購入事業（その3）でございます。68万5,718円。

トータルで1億2,995万9,748円を翌年度に繰り越してございます。財源については、左の財源内訳を御覧いただきたいというふうに思います。

令和3年6月15日提出、赤井川村長でございます。

以上、繰越計算書の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）は報告を終了いたします。

◎日程第7 議案第23

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、議案第23号 赤井川村表彰条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第23号についてご説明申し上げます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第23号 赤井川村表彰条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村表彰条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月15日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、平成18年地方自治法改正に伴う平成19年条例改正により助役、収入役を残置しておりましたが、その役割を終えたため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。今回の条例改正は、提案理由で申し上げたとおり、条例第3条において平成19年の条例改正で残置していました助役、収入役という文言の必要性がなくなったことから、文言を整理するための改正となっております。

以上でご説明いたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号 赤井川村表彰条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第23号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第23号 赤井川村表彰条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第24号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第24号についてご説明申し上げます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月15日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の整理を行うため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。今回の条例改正は、条例第15条において

法改正に伴う引用条項の整理を行うものとなっております。

ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第24号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第24号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第25号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第25号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第25号についてご説明申し上げます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第25号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案について。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月15日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、固定資産評価審査委員会の事務処理に当たり押印等の見直しを行うため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。今回の条例改正につきましては、第4条

及び第8条において規定されている事務処理に関する押印義務の見直しを行う改正となっており、総務省の条例例に沿う形で改正を行っております。

ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第25号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第25号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第26号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第26号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第26号についてご説明申し上げます。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第26号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月15日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例期間を1年延長するため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページの改正要点資料を御覧ください。今回の条例改正は、附則第14条を改正するもので、新型コロナウイルス感染症に係る根拠法令の規定の改正及び新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免措置を1年延長するもので、令和3年度においても国民健康保険税の減免措置が継続されるものとなります。

以上で説明を終了いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 新型コロナウイルス感染症の影響による特例期間ということで、昨年度、令和2年度も申請、また対象になった世帯の方もいらっしゃると思います。新型コロナウイルス感染症の影響を把握するためにも、まず申請された世帯の件数、また申請理由について、また対象となった件数についてお答えください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今の能登議員の質問につきましてお答えをさせていただきたいと思いますが、議員におかれましても国保税審議会の委員をされておりますよね。改めて確認の意味ということでご回答させていただきたいと思います。

減免の対象は全部で6件です、令和2年度の国保税におきまして。そのうち5件が全額減免、1件の方につきましては一部減免というような取扱いとさせていただいております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 申請理由についてはどのような内容だったのでしょうか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） そもそも新型コロナウイルス感染症に伴う国保税の減免につきましては、申請要件が定められております。改めてここでご紹介させていただきますが、まず新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が亡くなる、もしくは重篤な症状が起きた世帯の方、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響により生計維持者が収入減少となった世帯の方ということ、この2つのいずれかに当てはまらないとそもそも申請ができないという形になっておりますので、このうちのいずれか、どちらかということでご理解いただければと思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） その申請理由のいずれかの内訳です。6件の対象者のうち、どのような内訳であったのか。また、収入減といっても事業収入の減収と給与所得の減少とでまた違ってくると思いますので、その辺把握されていましてらお聞きしたいのと、この件数を受けて改めて新型コロナウイルス感染症の生活者への影響について村長はどのようなご認識か伺います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいまご質問いただきました事業収入であるか給与所得の収入であるかという部分につきましては、先ほど件数をお答えさせていただいて、全部で6件が該当になっているということでお話をさせていただきました。個別の収入の内訳というのでしょうか、給与収入であるか事業収入であるかという部分についてのお答えについては回答をここで控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 生活の部分についての村長の認識ということで、国保に加入している中で6件ということなので、それぞれ皆さん苦しい中でも努力をされているのかなと。コロナの影響を受けている特にサラリーマン世帯については、給与の減額だとかということで別な副業をするのを会社から認められているというような方も村内にいるというふうに確認をしておりますので、そういった中でも頑張っておられると。村してもそういった方々に個別に何かを対応するというよりは、ご相談があればいろんな支援の部分についてご相談を受けてご紹介するというようなことを今後もきちんとしていきたいなというふうには考えてございます。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第26号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第26号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

ここで若干休憩取ります。

午前 9時53分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第27号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第11、議案第27号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、令和3年度赤井川村一般会計補正予算書（第3号）についてご説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。議案第27号 令和3年度赤井川村一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度赤井川村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,395万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月15日提出、赤井川村長。

それでは、2 ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款村税、2 項固定資産税、既定額に551万400円を追加し、1 億4,730万円に。2 項の固定資産税の増額でございます。

14款国庫支出金、既定額に322万7,000円を追加し、3 億509万4,000円にしようとするものでございます。2 項の国庫補助金で100万2,000円の増額、3 項委託金で222万5,000円の増額でございます。

18款繰入金、既定額から705万円を減額し、2 億5,027万9,000円にしようとするものでございます。2 項基金繰入金の減額でございます。

歳入合計、既定額に169万1,000円を追加し、25億8,395万5,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3 ページ、歳出でございます。2 款総務費、既定額に360万1,000円を追加し、5 億6,067万2,000円にしようとするものでございます。1 項総務管理費で92万4,000円の増、3 項戸籍住民基本台帳費で8 万3,000円の増、4 項選挙費で259万4,000円の増額でございます。

3 款民生費、既定額に145万2,000円を追加し、3 億4,777万3,000円にしようとするものでございます。1 項社会福祉費で45万円の増、2 項児童福祉費で100万2,000円の増額でございます。

続きまして、4 款衛生費、既定額に60万円を追加し、2 億5,117万円にしようとするものでございます。1 項の保健衛生費で60万円の増額です。

5 款農林水産業費、既定額に114万8,000円を追加し、1 億3,042万2,000円にしようとするものでございます。1 項農業費114万4,000円の増額、2 項林業費4,000円の増額でございます。

6 款商工費、既定額に35万円を追加し、1 億2,383万7,000円にしようとするものでございます。1 項の商工費の増額でございます。

8 款消防費、既定額に36万1,000円を追加し、1 億7,245万円にしようとするものでございます。1 項消防費の増額でございます。

9 款教育費、既定額に33万1,000円を追加し、2 億1,804万1,000円にしようとするものでございます。2 項の小学校費で24万6,000円の増額、3 項中学校費で8 万5,000円の増額でございます。

4 ページ目に入ります。11款予備費、既定額から615万2,000円を減じて3,200万9,000円にしようとするものでございます。1 項予備費の減額でございます。

歳出合計、既定額に169万1,000円を追加し、歳入同額の25億8,395万5,000円にしようとするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳入の主な増減要因としては、固定資産税の増額見込みが推計されたための増額と来る国政選挙経費の国費委託費の増額及び財政調整基金繰入金の減額でございます。歳出の主な増減要因としましては、国政選挙経費、子育て世帯への特別給付金制度に係る経費、新規就農支援対策に係る経費の増額とカルデラの味覚まつり中止に伴う補助金の一部減額となっております。

詳細については副村長、担当課長より説明しますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和3年度一般会計補正予算（第3号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の7 ページ目をお開きください。2、歳入、1 款村税、2 項固定資産税、1 目固定資産税、既定額に551万4,000円を追加し、7,864万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、新規償却資産の申告があったことによる増額で、8 月1 日付の賦課実績の確定により増減がありましたら、それについてはそれ以後に補正をさせていただきます。

続いて、8 ページです。14款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、既定額に100万2,000円を追加し、1,291万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金の新規計上で、これは歳出の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に充てられるもので、全額が国費補助となっております。

ます。事業の詳細につきましては、歳出で後ほど担当課長より説明を申し上げます。

同じく 8 ページ中段、14 款 3 項委託金、1 目総務費委託金、既定額に 222 万 5,000 円を追加し、333 万 3,000 円にしようとするものでございます。内訳は、今年度秋までに予定をされております衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の委託金でございます。詳細につきましては、歳出で後ほど担当課長より説明を申し上げます。

続いて、9 ページです。18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、既定額から 800 万円を減じ、1 億 9,600 万円にしようとするものでございます。内訳は、固定資産税等の他の歳入の増加が見込まれるため、予算調整を行うものでございます。

同じく 9 ページ中段、18 款 2 項 4 目森林環境譲与税基金繰入金、既定額に 95 万円を追加し、562 万 4,000 円にしようとするものでございます。内訳は、歳出のパークゴルフ場造成工事金額が増額となることから、その財源として増額するものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

10 ページ目をお開きください。3、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、9 目庁舎管理費、既定額に 60 万円を追加し、1,320 万 9,000 円にしようとするもので、庁舎玄関ポーチ外壁の修繕費として増額計上するものです。

続きまして、10 目集会施設管理費、既定額に 32 万 4,000 円を追加し、984 万 5,000 円にしようとするもので、山村活性化支援センターの雪害による屋根の修繕費として増額計上するものです。

続きまして、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、既定額に 8 万 3,000 円を追加し、1,717 万 3,000 円にしようとするもので、令和 2 年度精算に基づき、国からの中長期在留者居住地届出等事務委託費の返還を要することとなったため、償還金として計上するものであります。

続きまして、下段から 12 ページへ進みます。4 項選挙費、2 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、新たに目を新設し、259 万 4,000 円を計上しようとするもので、先ほどの歳入説明にもありましたが、本年秋までに実施される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する費用を計上するものです。

続きまして、18 ページ目へ移ります。8 款消防費、1 項消防費、1 目分担金及び交付金、既定額に 28 万 9,000 円を追加し、1 億 6,530 万 9,000 円にしようとするものです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し、感染症対策を強化するため、救急車両に除菌システムを新たに搭載するための費用を計上するものであります。

次に、2 目災害対策費、既定額に 7 万 2,000 円を追加し、714 万 1,000 円にしようとするものです。原子力対策防災用として北海道より貸与を受けている車両の夏タイヤを新たに購

入するための増額計上となっております。

続きまして、21ページ目をお開きください。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から615万2,000円を減額し、3,200万9,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、22ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、総務課歳出予算についてのご説明といたします。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、既定額に45万円を追加し、5,255万4,000円にしようとするものです。内訳は、13節使用料及び賃借料で車借り上げ料を増額しようとするものです。こちらにつきましては、昨年度実施予定でしたが、社会情勢により実施がかなわなかった悠楽学園大学の50年記念事業として本年度予定しております宿泊研修旅行用のバス借り上げ料を増額しようとするものです。こちらは、記念事業につき参加者が例年より増えることを想定し、感染症予防対応として十分な座席間隔を確保するためにバス2台分として計上しようとするものです。

次に、1つ飛ばしまして、同ページの下段を御覧ください。3款2項児童福祉費で5目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を新設し、100万2,000円を計上しようとするものです。内訳は、低所得の子育て世帯を対象として特別給付金を支給しようとする事業を実施するため、事業費の全額が国庫補助となっております。

次に、15ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、既定額に60万円を追加し、1億5,203万1,000円にしようとするものです。内訳は、負担金補助及び交付金で合併浄化槽設置補助金の申請件数増により、必要額を計上しようとするものとなっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、7目地域支援事業費、既定額4,357万円、補正により増減はありませんが、内訳としまして8節の普通旅費6,000円を減額して18節負担金補助及び交付金を認知症予防ファシリテーター研修への参加負担金として6,000円を増額しようとするものでございます。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

16ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、既定額に114万4,000円を追加して3,117万9,000円にしようとするものです。補正内容は、細目2の農業振興対策費におきまして18節負担金補助及び交付金のところで新規就農者育成支援特別対策事業補助金、これは新規就農者がビニールハウスを新規設置する場合の補助金でございますが、114万4,000円を新規計上しようとするものでございます。これにつきましては、80メートルのハウスを1棟新設するという要望に基づくものでございます。

中段になります。2項林業費、1目林業総務費、既定額に4,000円を追加して1,785万円にしようとするものです。補正内容は、細目3、有害鳥獣駆除費におきまして、長年活動いただいたヒグマ防除隊員2名の退任に伴いまして、感謝状贈呈に関わる筆耕料といたしまして11節役務費で4,000円を新規計上しようとするものでございます。

17ページに参ります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に60万円を追加して2,631万6,000円にしようとするものです。補正内容は、細目3の新型コロナウイルス感染症対応事業費の18節負担金補助及び交付金におきまして、緊急事態宣言により村から営業制限を要請した事業者に対する支援金措置でございます。宣言により当村は北海道内の措置区域に該当し、その要請内容を受けまして不要不急の外出自粛や村内と近隣地域との人的往来を極力避ける対策といたしまして、具体的には5月16日から31日までの期間、さらに宣言が延長された6月1日から20日までの期間、2度村から営業制限を要請したところでございます。対象事業者につきましては温泉の指定管理者でございますが、要請につき30万円の支援金を2回交付するよう60万円を新規計上しようとするものでございます。なお、昨年の緊急事態宣言期間中につきましては、村内の複数の事業者に要請を行った経緯がありますが、今年度の支援金につきましても今後緊急事態宣言の延長や特定措置区域あるいは措置区域に対する要請拡大となるような事態になった場合には、その他の業種にも広げることも状況によっては想定しております。

中段になります。2目観光費、既定額から120万円を減額して4,024万3,000円にしようとするものです。補正内容は、細目2の観光振興費の18節負担金補助及び交付金につきまして、コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となりました味覚まつり開催の実行委員会に対する補助金に関しまして、発注済みのメロンの補償を実行委員会が行うこととなりました。その費用を現段階で220万円と積算し、既定額370万円から150万円を減額、また今回の中止を受け、コロナ禍後の新しいイベントの在り方を実証したいとの要望が実行委員会構成組織よりありまして、密を避け、村内を巡るポイントめぐりラリー開催補助金を新規に30万円追加計上しようとするものでございます。なお、このイベントに関しましてもコロナ感染症、社会情勢を踏まえた上で開催の是非を決定する予定でございます。

下段になります。3目小公園管理費、既定額に95万円を追加して4,260万6,000円にしようとするものでございます。補正内容は、細目2のみやこ公園、都運動公園維持管理費の14節工事請負費において、新年度予算に計上させていただきました森林環境譲与税を財源とするパークゴルフ場バイオトイレの設置に関しまして95万円を増額計上しようとするものでございます。バイオトイレに関しましては、新年度の予算見積もりの段階で内容を確認し、計上させていただいたところでございますが、特定の事業者しか扱っていない特殊な商品でございまして、また新年度に入りまして木材等の資材の高騰により施工費が増額したものでございます。また、当初落合ダム親水公園のバイオトイレと同様に基礎工事は必要ないと想定しておりましたが、設定場所は新たに基礎工事を行って設置するよう変更したことが増額の理由でございます。なお、歳入の説明にもありましたが、増額措置する財源につきましては当初予算同様に森林環境譲与税基金から繰り入れするよう歳入において同額95万円を計上させていただいております。

以上で産業課所管の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の19ページをお開きください。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に23万9,000円を追加し、2,433万1,000円にしようとするものです。内訳は、赤井川小学校の児童玄関ポーチ階段及び体育館出入口ポーチ階段のタイルが剥がれ落ちており、その修繕による増、また各小学校で保有する体重計などの計量器検定が2年に1度実施されますが、当初予算で手数料が計上されていなかったことから、その分を新規計上したものです。

続いて、9款2項2目教育振興費、既定額に7,000円を追加し、694万2,000円にしようとするものです。内訳は、著作権法改正により、学校などの教育機関の授業で著作物を用いて作成した教材を児童の端末に送信したりサーバーにアップロードしたりすることが個別に権利者の許諾を得ることなく行えるようになりましたが、このことにより授業目的公衆送信補償金等管理協会に児童1人について120円著作権使用料を支払う必要が生じたため、各小学校分について新規計上したものです。

続いて、9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に4,000円を追加し、1,294万7,000円にしようとするものです。内訳は、小学校費と同じく保有する体重計などの計量器検定が2年に1度実施されますが、当初予算で手数料が計上されていなかったことから、その分を新規計上したものです。

20ページになります。続いて、9款3項2目教育振興費、既定額に8万1,000円を追加し、2,258万円にしようとするものです。内訳は、5月に東北方面に予定していた修学旅行を開始8日前にコロナ感染リスクを避けるためキャンセルし、秋に北海道内で実施する方向で

調整することで発生した旅行キャンセル料の新規計上と小学校費と同じく著作権法改正により、授業目的公衆送信補償金等管理協会に生徒1人について180円著作権使用料を支払う必要が生じたため、新規計上したものです。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員をお願いいたしますので、よろしく取り計らい願いたいと思いを。

◎日程第12 同意案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） 同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和3年6月15日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、二川健司、生年月日、（生年月日）、住所につきましては（住所）でございます。

次ページに略歴表がございますので、ご説明をさせていただきます。氏名については二川健司、（生年月日）、（年齢）の男性でございます。住所は（住所）。新任期につきましては、令和3年7月29日から令和6年の7月28日までの3年間でございます。最終学歴につきましては、（学歴）。主な職歴につきましては、（職歴）。主な公職、社会活動歴としましては、赤井川村固定資産評価審査委員会委員を昭和63年7月から現在まで、（公職、社会活動歴）。参考として、現在も固定資産評価審査委員を引き受けていただいております、現在の任期が平成30年7月29日から令和3年7月28日まで

の3年間となっております。

二川健司さんにつきましては、これまでの経験を生かして公正公平な形の中で審査委員会委員としての仕事をしていただけるというふうに考えておりますので、ご同意のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第1号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第1号 赤井川村固定資産評価審査委員会の委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで、地方自治法第117条の規定によりまして湯澤幸敏君の退席をお願いいたします。暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

（湯澤幸敏君退場）

午前10時38分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を開きます。

ただいまの出席議員数は7名です。

◎日程第13 諮問案第1号

○議長（岩井英明君） これより日程第13、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年6月15日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名につきましては湯澤節子、生年月日、（生年月日）、住所は（住所）でございます。

次ページに略歴表がありますので、ご説明をさせていただきます。氏名については湯澤節子、生年月日、年齢、性別につきましては（生年月日）、（年齢）、女性でございます。住所は（住所）、新任期につきましては令和3年10月1日から令和6年の9月30日までの3年間でございます。最終学歴は、（学歴）でございます。主な職歴は、（職歴）。主な公職、社会活動歴としては、人権擁護委員を平成18年10月から現在まで務めておられます。旧任期、現在の任期は平成30年10月1日から令和3年9月30日までの3年間となっております。

湯澤さんにつきましては年齢が（年齢）ということで、人権擁護委員の定年といえますか、お願いする年齢としましてはおおむね75歳というものがございすけれども、湯澤さんにつきましては前職も（職歴）にお勤めになっているということで、長い経験を基にしたそういった活動もあり、経験もあるということで、法務省法務局のほうに推薦について確認を行いましたところ、湯澤さんについては、そういった年齢規定もございすけれども、今までの経験、またこの地域での活動の実績を見ると法務省法務局としては異存はございませんという事前のお話もあったものですから、改めて再任ということで今回諮問をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ひとつご承認をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより諮問案第1号 人権擁護委員の推薦に付き意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

諮問案第1号の候補者は適任であるとし、答申することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任であるとして答申することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

(湯澤幸敏君入場)

午前10時42分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は8名です。

◎日程第14 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第14、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 質問いたします。

議会では4月5日と7日の2日間にわたって住民の皆さんとの意見交換会を開催いたしました。今回は、そこでいただいたご質問、ご意見、ご要望とそれに対する村の回答から2つのテーマについて質問いたします。

まず、第1に、新幹線トンネル工事で発生する対策土の処分工法について質問いたします。環境基準を超える重金属を含む対策土の処分工法について不安の声が上がっています。土壌や水質など自然環境に影響を及ぼす懸念について、自治体としても住民が安心できるよう、不信感を残さぬよう、合意形成に努めていただきたいと思います。

対策土の処分工法、富田地区受入れ地への搬入開始時期について現時点でのスケジュールを伺います。また、搬入開始前に改めて住民への説明会は予定されているかどうか伺います。

村独自でのモニタリング調査の実施について、ご回答では富田地区における対策土搬入に併せて予算確保を行い、対策土受入れ地における水質のモニタリング調査を実施する考えを示されております。対策土が搬入される前の状態を確認していくことが大切であることを考えると、早急に予算確保を行い、搬入前に実施する必要があるのではないのでしょうか。また、土壌のモニタリング調査についてはどのようにお考えか伺います。

簡易水道水、田畑の用水への影響も心配されております。現状ではどのような検査が行われているのか。また、対策土受入れ開始後に同様の検査体制で果たして十分なのか、お考えを伺います。

対策土の運搬中、また受入れ地からの飛散、粉じん対策については強く鉄道・運輸機構に対策を要請しますとのご回答でした。具体的にどのような対策が行われるのかご紹介ください。

2点目は、地域包括支援センター運営委託業務についてです。予算額やその使途、運営協議会についてなど、様々なご意見をいただきました。平成29年度から現在の受託業者との随意契約が続いており、今年度の予算としては3,402万9,000円、9か月間だった初年度を除いては、昨年度まで毎年3,600万から4,000万円近くが支出されてきております。ただいま配っていただいた資料に村のほうで推移をまとめてくださっている資料ありますので、ご参照いただければと思います。

随意契約の根拠となっているのは、公募でのプレゼンが村の仕様に対して一番近く、評価が高かったことであると平成29年5月18日の議会協議会では説明されております。その公募の際に受託業者から示された委託料積算金額は、平成29年度2,725万200円、平成30年度2,425万5,200円というものでした。平成30年度で見れば実際の委託料は3,951万7,200円でしたので、1,526万2,000円もの増額となります。業務仕様書の内容には公募時から変化がないため、新規の事業が追加されたという従前からのご説明では腑に落ちませんし、多少の業務内容の見直しや必要な経費を上乗せするだけで積み上がる額であるとも思えません。なぜ委託料がこれだけ膨れ上がったのか、明快なご説明をお願いいたします。

意見交換会では、認知症関連事業の1,000万円以上の予算に対し、疑問の声がありました。それに対し、村からは対象者の有無にかかわらず事業は実施すべきで、必要と考えていますとのご回答です。事業の必要性は当然のことですが、質問者が疑問を持たれているのはその予算額のあまりの大きさです。以前資料請求により頂いた設計書によると、認知症総合支援事業の内訳は、人件費1人分、予防リハ専門職謝金、マネジメント支援謝金、講演講師謝金、研修旅費交通費、消耗品、印刷料、以上となっております。一方で実績を見ますと、例えば対象者のいた平成30年度を見ても、認知症集中支援チーム参加10回、家庭訪問3回、認知症地域支援推進員稼働回数は8回という報告がされています。予算積算額と実績の整合性に疑問を持たないほうが不思議ではないでしょうか。積算の妥当性についてご説明ください。

平成29年6月15日、業務委託に向けた予算委員会では、積算の根拠について医師の派遣謝金で単価としては一応3万円を50回、専門職2名、1万5,000円を40回掛ける2回、これは原文のままで議事録のまま掲載しております。それから、予防リハ専門職で5万円を26回、2名などなどと説明されております。まず、それぞれの単価設定が法外に思われるのですが、何を基準にされたのでしょうか。また、回数についても実績とかけ離れているのではと思います。医師、専門職2名、予防リハ専門職2名、それぞれ平成29年度の稼働回

数をご紹介ください。

運営協議会について、意見交換会での要望に対し、現在後志広域連合に設置されています。在り方については必要に応じて検討されておりますとご回答されております。広域連合での運営協議会では実質的な検査、審査、評価を行うことが難しいことは、以前から指摘されているところです。この回答内容ではそのような問題意識すら感じられません。運営協議会の在り方について現状でよしというお考えなのか伺います。

福祉、医療、介護分野について村の現状は、関係機関が機能的に連携できておらず、ばらばらの印象であることを地域住民の方々からも指摘されるところです。令和2年度の地域ケア推進会議では、村、社協、包括の役割分担というタイトルで5回もの会議が持たれていたようですが、縦割りや連携不足、それらがさらに進まないかと懸念しております。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの実現のためのハブとしてその役割が期待されています。業務委託にこれだけ大きな予算をかけて今年で5年目です。その効用は住民生活にどのように現れているのか、満足のいく内容となっているのか、村長のご認識を伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 答弁いただきます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員の一般質問についてお答えをさせていただきます。

まずは、北海道新幹線工事に関する対策土処分に関する事項と村独自のモニタリングに関する質問についてでございます。対策土処分に関する事項ですが、ご質問に関して事業主体である鉄道・運輸機構、以下機構と表現します、から確認できました内容についてお答えさせていただきます。

現在掘削中の後志トンネル、落合、北上沢工区については、昨年8月に実施した住民説明会で説明のあったとおり、赤井川村富田地区受入れ地における対策土の処分工法は現地にある赤井川ロームを使用して厚さ2メートルの吸着層の設置及び原地盤、赤井川ロームの吸着性能を活用してヒ素などの物質を吸着する工法です。沢部は、暗渠管を敷設するため、暗渠管の上に厚さ2メートルの吸着層を設置し、盛土に浸透した水のヒ素などの濃度を吸着層の底面で地下水環境基準以下とする設計です。沢部以外は、原地盤の地表面から地下水位面の間に2メートル以上の赤井川ローム層が確保可能であるため、原地盤の吸着性を活用し、盛土に浸透した水のヒ素などの濃度を地下水位面で地下水環境基準以下とする設計で、令和3年9月の搬入開始を目指して受入れ地の整備を進めているということです。

また、二ツ森トンネル、明治工区については、住民説明会に向けて現在準備中であるとのことですので、ご理解をいただければと存じます。村としましては、明治工区の工事説明会につきましては都住民センターにおいて村内全世帯を対象とした説明会の開催を考え

ておりますことを申し添えさせていただきます。

対策土の運搬に係る対策としては、昨年8月の住民説明会で説明のあったとおり、ダンプトラックが受入れ地から出る際にタイヤに付着した泥を落とすためのタイヤ洗浄機の設置、周辺道路が汚れた場合には適宜路面清掃車などでの清掃の実施、受入れ地からの対策土の飛散対策としては状況に応じて適宜散水を行うなどの対策を行うと機構から説明を受けております。また、富田地区受入れ地への本格的な対策土の搬入開始に当たり、具体的な対策については検討中であると聞いております。

次に、村独自のモニタリングに関してお答えをさせていただきます。ご質問にありますように、富田地区における対策土の受入れに併せ、水質のモニタリングを行うことにより下流となる富田川、赤井川への影響の有無を確認することを目的に実施する考えで、土壌モニタリングにつきましては村が実施する水質モニタリングの結果と事業主体が行う調査結果の比較により、明らかに違いが認められる場合は事業主体と協議し、明確な原因がつかめない場合は村独自調査を実施していく考えを持っております。また、対策土が搬入される前の状態の把握につきましては、事業主体である機構が既に定期的な調査を行っており、詳細な時期は現時点で未定ですが、機構ホームページにて公表されることとなっております。なお、余談ではありますが、後志管内において対策土の受入れを既に行っている3自治体に確認したところ、2自治体は独自モニタリングの実施はなく、実施している1自治体においても対策土搬入後からの水質独自モニタリングを実施していると伺っております。

簡易水道水、田畑の用水への影響への懸念ですが、水道水においては法定検査、農業用水については畑地かんがい用水及び村内における余市川流域の最終地点として余市川と赤井川の合流点における水質調査を村として既に行っており、現状把握はできている状況にあります。現時点においては、対策土受入れ開始後においても現在の検査を継続し、万が一にも基準値を超える不測の事態が生じた場合には、対策土の受入れに起因する不測の事態が発生した場合にはその原因について村と機構が協議の上、機構の責において調査すること、その結果原因が機構の責に帰すると判断する場合は機構は必要な措置を講じてその復旧に努め、村の確認を受けるとの協定を締結しておりますので、この協定に基づき対処していく考えでおります。

続いて、地域包括支援センター運営委託業務についてのご質問にお答えします。質問の1つとして、なぜ委託料がこれだけ膨れ上がったのか、明確なご説明をしてくださいということでございました。包括支援センター運営業務については、当時プレゼン後に議会へ説明をさせていただきましたが、一度白紙状態となり、予算などを精査した後に改めて予算の議決をいただきました。業者の選定については、村の仕様に対して一番近く、評価の高かった業者と再度協議を行い、随意契約することについてご理解をいただいたものと考えています。

また、2年目以降については、事業内容や事業量をその都度見直し、予算提案時に説明

をし、ご理解をいただき、議決いただいていると考えております。業務内容、業務量の見直した内容については、大きな項目として包括支援センター運営事業費で人件費、予防リハ職謝金、消耗品費、事務所備品、車両費の増額、介護予防事業及び在宅医療・介護連携推進事業で人件費の増額、認知症総合支援事業で人件費、専門職謝金が増額となっております。それに伴い、諸経費と消費税も増額になっております。

質問の2で積算の妥当性についてはどうなのかということでございますけれども、認知症関連事業については高齢者などが認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために医療、介護、生活支援を行うサービス及び連携したネットワークを形成し、認知症の方への効果的な支援を行う認知症地域推進委員を配置し、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ることを目的として、サポート医、理学療法士、社会福祉士を配置して認知症初期集中支援チームを形成し、事業を行うものです。医師、理学療法士の視点から、会議において認知症の方の個々に合った支援内容についての助言をいただき、その方の支援につなげることを目的としており、村として専門職を確保するため、計上しているものであります。平成30年度については、予防リハ専門職及びマネジメント支援謝金としてそれぞれ12回、認知症地域支援推進員については人件費1人分で積算しておりますが、認知症地域支援推進員は包括支援センター運営に関する他の業務も担っておりますことから、稼働回数実績のみでの妥当性の判断はできないと考えております。設計と実績との差や事業内容、事業量を検討しながら、毎年次年度の設計の見直しを行っております。

質問の3番目として、法外に思われる単価の基準は何かとそれぞれ平成29年度の稼働回数はどのぐらいなのかというご質問ですけれども、単価の積算に当たっては、医師の講師派遣単価の相場を参考として、一番安価な価格を採用決定しています。なお、福祉職、理学療法士については、単価見積りを参考としております。平成29年度の発注時に積算の見直しを行い、医師の派遣は10回、専門職は2名分で20回、予防リハ職は2名分で30回です。平成29年度の稼働日数については、医師、専門職が10回、予防リハ専門職は23回となっております。設計と実績との差や事業内容、事業量を検討し、毎年次年度の設計の見直しを行っております。

質問の4番目として、運営協議会の在り方について現状でよしというお考えなのかということですが、後志広域連合において設置されている運営協議会委員の方からの各町村で協議会を設けるべきとの意見を受け、後志広域連合において検討はなされました。検討の結果、後志広域連合に運営協議会を設置し、各町村代表の委員が地域支援事業の内容について運営協議会に参加して説明いただくこととなっておりますので、その方針に沿って進めております。これまでの村議会等においてご指摘があったことを踏まえ、令和2年度から包括支援センター運営業務にかかわらず、介護保険課所管委託業務についてはそれぞれ評価を実施することとしました。評価事項については、次年度以降の運営の在り方、運営費なども見直しするツールであると考えております。今後も業務評価をしっかりと行うとともに、利用者の意見等を聞きながら、よりよいサービスの提供、事業の実施が行える

ように進め、包括支援センターの必要性を村民にご理解いただくよう情報発信に努めてまいります。

質問の5番目として、業務委託にこれだけ大きな予算をかけて今年度5年目です。その効用は住民生活にどのように現れているのか、満足のいく内容となっているのか、村長の認識を伺いますということです。私としては地域ケア推進会議は保健、医療、福祉などの関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話合いや政策立案を行う場として設置されているものであり、会議を重ねることにより関係機関の連携が構築され、情報共有も図られるものと考えております。包括支援センターの運営については、福祉の専門職を配置することができ、村民が必要とするサービス提供につながられ、利用している村民の方には満足していただいていると認識しています。また、村民への戸別訪問を通じて困り事の把握や安否確認にもつながっていると認識しております。

包括支援センターの委託業務については、改めて申し上げますが、平成29年度にプレゼン後に議会へ説明をした後、一度白紙状態となり、予算などを精査した後、改めて予算の議決をいただきました。業者の選定については、村の仕様に対して一番近く、評価の高かった業者と再度協議を行い、随意契約することについて議員の皆様のご理解をいただいたものと考えております。また、2年目以降については、事業内容や事業量をその都度見直し、予算提案時に説明をし、議員の皆様にご理解をいただき、全員の賛成をいただき契約をし、毎年決算報告も行い、そこでも議員全員の賛成をいただき、承認していただいたところです。今後も毎年度実績を踏まえて妥当性を検証し、業務内容、業務量の見直しを行うことにより、包括支援センターが対象村民の安心できる相談場所となるよう取組を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 北海道新幹線の工事についてのトンネルの工法についての質問について再質問いたします。

対策土の搬入予定は、開始予定は令和3年9月というご回答でした。それに併せて、住民の方々はやはり不安が大きいので、村独自のモニタリングという声も伺っております。ご回答では対策土の搬入に併せてというご回答でしたが、ほかの自治体がどうかはともかく、今現時点で受入れ前の状況をきちんと把握しておく必要について村民から懸念の声が上がっているのですから、搬入前に併せて村独自で動くというのが筋道ではないかと感じます。マスコミ報道等でも、やはり市民が測った数値と機構から出された数値が大きく異なっていた、そんな報道もありますので、ここは村としてきちんと、せつかく住民の方の声が上がっているのですから、対応していただきたいと思います。

その上で、モニタリングにつきまして村独自で行う場合の検査項目であるとか、あと場所について、あと頻度、それらについて具体的な、もう時期的に考えますと具体的に考え

ていかなければいけない時期だと思うのですけれども、その辺について現状どのようにお考えかお聞かせください。

また、住民説明会、二ツ森トンネルの工区について今ご準備中であるということですが、その説明会の場でも現在掘削している落合、北上沢工区の現状や、あとは対策土の受入れ地の工法などについて広く質問できるような場所になることを希望しますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

以上2点お聞きいたします。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいまのご質問について、今の想定というか、考えている部分についてお答えをしていきたいと思います。

村独自のモニタリングはどのような部分を考えているかという部分ですけれども、今考えているのは富田地区の対策土受入れ地の一番末端になりますが、いわゆる名なしの沢の部分の表流水等調査をしたいというふうに思っております。水質の調査です。回数、頻度につきましてですが、年4回程度が適切かなというふうには思っておりますが、採取の場所等についてはJ R T Tが調査する部分と同じ日、同じ状況で採取をして、別な機関になるかと思っておりますけれども、水質の分析をしたいというふうに思っております。

なお、2点目の説明会の部分ですけれども、議員からご発言のあった部分につきましてJ R T Tのほうにしっかり伝えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） ただいまのご回答に対して確認ですが、村独自のモニタリングについてです。富田の受入れ地の末端の表流水というご説明でしたが、その1か所ということでしょうか。後段のほうではJ R T Tと同じ日、同じ状況というご説明もあったので、ちょっと整理していただければ、すみません。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今ご発言のとおりで、今考えているのは1か所を考えています。そのポイントについては、J R T Tさんが採取している場所と同じ場所という部分をご回答したいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 次に、地域包括支援センターの運営委託業務についての再質問をいたします。

現在の受託者と随意契約する根拠について、ご回答の中にも業者の選定については村の仕様に対して一番近く、評価の高かった業者と再度協議を行い、随意契約をすることについてご理解いただいたものと考えていますとご発言ですが、その根拠となっているプレゼン、提案の中身と実態の乖離がものすごく大きいので、何度も何度も重ねてご質問してお

ります。資料として配っていただいた委託料の推移を見ましても、例えば平成30年度、センター運営事業、介護予防支援事業で2,767万7,200円となっておりますが、これはプレゼン、提案されたときには1,250万9,200円ということで倍近く大きくなっているのです。なので、議決されたからよいというものではなくて、疑問点は残ったままです。きちんと整理してご説明いただきたいと思い、今回一般質問の場で改めてご質問させていただきました。

提案時と、あと実際の委託料のあまりの開きに対して、質問へのご回答ではセンター運営の事業費などいろいろ項目を並べられておりますが、それだけでは、これを読んだから1,500万ほどの金額が積み上がるとはどうしても考えられません。今までの委員会等での質問に対して村からの回答では、認知症や在宅医療、介護連携など新しい事業が加わったと、最初の質問でも触れましたが、新しい事業が追加されたからの増額ですというご説明ありましたが、今回の質問への回答とどう整合性を取ればいいのか、どの部分がそれに当たるのかについて改めてご説明ください。

また、ご回答中、積算の単価の基準についてのご回答がありました。ご回答にあった医師の講師派遣単価の相場、また福祉職については単価見積もりということでは、これはどこの機関によって出されたものなのか、その根拠についてお聞かせください。なぜかといいますと、例えば公共工事の設計労務単価など国で示しているもの、また厚労省の諸謝金の単価基準額見ましても、あまりにも村で設定している単価はかけ離れていますので、参考にした単価がどのような機関から出されているものなのか、それについてお聞かせください。

また、運営委員会について、ご回答では広域連合のほうに、地域支援事業の内容について各町村代表の委員がそこで協議しますという形になっておりますが、そのままでは実際赤井川村の実態に合った協議というのはなかなか難しいと思います。ご回答の前段のほうで、広域連合の運営協議会委員の方から各町村で協議会を設けるべきとの意見を受けて、後志広域連合において検討されましたとご回答があります。検討の結果ということですが、ただ自分のところに自治体で協議会設置しているところもありますよね。みんながみんな広域連合の運営協議会でやっているというわけではないと思います。自治体独自の運営協議会をきちんと設けて、そこで協議されている自治体もあることを考えますと、なぜ赤井川村はそうしないのかということに疑問を持ちます。なぜ運営協議会を村独自で設置しないのか、そのお考えについてお聞かせください。

積算の根拠が曖昧で、なかなか金額が納得できないこと、また評価の体制も不十分ということになりますと、体制として何でもありになってしまうのではないかという懸念があります。不正の温床にもなりますし、このままでよいのかと疑問を持っております。今申し上げましたような単価資料のきちんとした公開、また運営協議会の実態をきちんと整える必要があるかと思いますが、村長のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

次に、小規模な町村ではセンターの業務以外の兼務をすることは差し支えないという決

まりになっていると厚生労働省の運営協議会についての通知でも述べられております。現在業務をまるっとそのままその業務だけ切り取って委託しているという、外部委託しているという形になりますが、自治体の規模を考えますともうちょっといろんなお仕事を兼務できるようにするような、それが業務委託がいいのか、直営がいいのか、それはいろいろな考え方あるでしょうけれども、ただこれらの事業だけ切り取って、それだけに予算を積み立てるというやり方はどうも身の丈に合わないのではないのかなと感じております。また、業者の選定についてもそうですが、公募の際には地元の事業者さんも応募されておりました。今よりもずっと委託料としては低い金額で提示されてきたかと思います。そういう実態考えますと、このまま随意契約を毎年更新していくことが果たして村にとって妥当なのかという疑問も湧きます。その辺につきまして村長のお考えについて伺います。

以上です。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 答弁調整のため、若干休憩します。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

理事者答弁、よろしいですか。

介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、能登議員の再質問に対しまして私のほうからご説明させていただきます。

まず、1点目のプレゼンと実態の乖離についてなのですが、こちらにつきましては当初のプレゼン時にはあくまでも平成30年度の予算につきましては参考というような形で費用を算出していただいております。確かに仕様書の中身について認知症の事業、また医療、介護の連携の事業についてももうたわれておりますが、中身の積算の考え方について見直しを行った結果、先ほど村長からもご説明がありましたが、人件費、予防リハ謝金、消耗品、あと事務所の備品の準備、また車両費については当初購入というような考えではいたのですが、リースで車両を確保するというような観点からその辺りの費用が増額しており、それに伴って諸経費と消費税分も増額といった形になっております。

2点目の単価についてなのですが、こちらについては厚労省の単価というか、資料と、あと近隣の医療法人の方に聞き取りを行いまして、その中の聞き取った単価の一番安い単価を採用するというような形を取っております。

運営協議会についてなのですが、こちらにつきましては運営協議会の委員から確かにそれぞれの各町村での包括の運営業務というのは広域連合内でなかなか把握ができないので、難しいのではないかというお話があり、各町村で持つべきなのか、それともその

まま後志広域連合で設置して運営をしていくのかという議論がなされたところでございます。結果的には広域連合で運営協議会は残すという形になりまして、例えば各町村から選出されている委員さんには各包括支援センターの運営業務の内容についてしっかりと説明を行う、または包括支援センターの職員が広域連合の協議会へ出向いてご説明に上がるといったような形になりましたので、各町村で運営協議会を持っているところは数町村あるのですけれども、当村としましては今後もそのような形で進めていきたいと考えており、評価を実施することにより事業の適正化を図っていきたいというふうに考えております。

また、4点目の随意契約の継続についてというお話でありましたが、29年度、そもそもプレゼンを行ったというのは赤井川村の包括支援センターを運営する業者を選定するといった意味合いで決定しております。そこで、平成29年度に新しく始まった事業でありますので、何年か、今年度で5年目になるのですけれども、頻繁にこの業者を替えるというのは難しいものではないかというふうには思っております。今5年目に入りまして、包括支援センターの業務も構築してきている中で、また新たな新規の委託先が入ってくると、ゼロからということにはなりませんけれども、また新たな形で進めていかなければいけないということで、今まで契約している委託先の実績を考えますと継続して契約をしていきたいというふうには考えております。ただし、評価を実施することにしておりますので、例えば業務に悪いような点があったり、そういったことがあればまた新たに業者の選定は考えていこうというふうには考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） たどたどしい質問をまとめて答えてくださってありがとうございます。

まず、1点目のプレゼン時との差については、今のご説明いただいたにしても、多少の増はもちろんだと思います。消費税率も変わっていますし、増えていくものは理解できますが、ただここで申し上げているのは1,500万からの額なのです。その説明には到底なり得ない。参考で費用算出、平成30年度はされたとおっしゃっていましたが、参考とはいえ、きちんと積算の根拠提示して、村のほうでたしか、今資料持ち合わせていないのですけれども、積算の大体の金額の根拠というのを示した上で業者のほうに応募してくださいと、そんな内容ではなかったと思います。それがなかったにせよ、業務の内容、仕様と人員の配置がほとんど変わらないのに1,500万円上がるというのはこの説明ではなかなか一般的な納得感というのは得られないのではないかなと感じます。今のご説明の中では、今までおっしゃっていた認知症、在宅医療、介護連携の部分というのは触れられていなかったのですけれども、今までのご説明のとおり、増えた主な要因は認知症1人分、在宅医療、介護連携の0.5人分、そういう認識はお変わらないのか、そこについて確認したいと思います。

また、2点目の単価の資料について厚生労働省の資料というのも上がってございましたが、私もホームページで調べられる限りなのですけれども、諸謝金について単価の設定につい

て表が出ています。それを見ますと職種、医師、1人当たり単価1万4,100円、このような数字になっておりますので、最初の説明では3万円という設定です。なかなか納得がし切れない。また、あと近隣の医療法人など聞き取りとおっしゃいましたが、それは改めて、それぞれどのような形で出されたものかはなかなか資料としては難しいと思いますので、根拠となる資料というのはまた改めて求めていきたいと思います。

まず、厚労省との単価の差については、私の持っている資料が一般的なお知らせだと思うので、例えばそこで単価幾らに設定されているのか、その辺のことをお聞きできればと思います。

また、運営委員会については、広域連合のほうで残して、村としてそうしたということですが、それで十分だというお考えなのでしょうか。運営協議会は、市町村の適切な意思決定に関与するもの。そのために利用者の意見を反映させることができるよう構成員を選定する必要があると書かれています。現在の委員の構成では各町村からの寄せ集めですので、一般的なお話はできるかもしれないですけども、実態を検査して何かお話をするという体制ではないと思います。そこに包括支援の職員さんが出向いてお話をしたところで、やはり公正性、中立性を確保した上でのお話合いというのはできないのではないかなと思いますが、その辺村ではどのように考えられているのかお聞きいたします。

あと、随意契約を続けるのが妥当なのかということにご回答いただきましたが、例えば頻繁に業務者を替えるのはどのようなものかというお考えなのでしょうけれども、逆に今よりもよい内容でということも一方で考えられるところです。当初の村内の事業者の提案もあったという経緯もありますし、村内の事業者でできることは、今地域づくりということで基本的には村のお金を村内で循環させる、その大切さというのはどこでも述べられていることですが、村内の事業者で同じようにというか、よりよくできるところがあるのであれば、そちらのほうはずっと村にとってはよいのではないかと私は考えます。そうした可能性を全部、随意契約を続けていくと可能性をなくしてしまうことにもつながるのです。その辺どのように、問題なければそのまま続けていただければ可もなく不可もなくとは言いませんが、ただよりよくしていくために今の形が適切なのかなという問題意識を持って毎年取り組んでいただきたいですし、新規の方がやることによるメリットもあると思います。そのメリットをどのように考えるかです。

4点ですか、お聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 議員のご質問、今回に限らず以前からも同じようなご質問をいただいております。回答については、質問する方が考え方が変わらないと同じように、我々の回答もほとんど同じことを回答しているというような格好になりますので、今のご質問に対しても細かな回答内容、繰り返しになりますので、いたしませんけれども、例えば実勢単価について単価表とは違うのではないかと思いますけれども、実際に単価が出ているものが実際の部分でどのように運用されているかという部分を我々としてもきちんと確認

をしながらやっているということで、そのために聞き取りをして、医療法人のほうからもらって、実勢の単価、国が示したり、そういう機関が示しているということではなくて、実際にどのぐらいのお金だったら来てくれるのかということを中心に調べながらやっているということをまずはご理解いただきたいというふうに思います。

あと、運営委員会についても村長の意見はどうかというご質問いただいていますけれども、私としては今の状況のままで広域連合の中の設置の中で進めていこうということで組織決定をしているということもありますので、私は独自にやっている町村もあるというふうに伺っていますけれども、村としては広域連合の運営委員会の中で協議会の中で進めていただきたいというふうに考えてございます。

あと、随意契約の継続等については、そのために評価をきちんとして、設計も見直しながらやっていくと、あと利用者の利用される高齢者の方々、家族の方々の意見を聞きながら、そういった評価も入れていくということをしていますので、そこに特に問題が生じない限りはそのまま継続でいこうというふうには考えてございます。

いずれにしても、先ほどの1回目の答弁で申し上げましたとおり、毎年度その実績を踏まえて妥当性を検証しながら業務内容、あと委託金額なんかも見直しを行ってまいりますので、それはきちんと継続してやっていきたいと。そして、利用される皆さんが満足をしていただける、そして安心して相談ができるというセンターにしていこうというふうに考えているところには一切の曇りはないですので、議員がご心配されるそこに不正が生じるのではないのかという、何が不正が生じるのか僕はわかりませんが、そういったことは一切ないというふうな自負の下でこれらを進めさせていただいているということを申し上げてご答弁とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） これで能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

◎新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（岩井英明君） 次に、お手元に配付のとおり、農民運動北海道連合会より、新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書及び北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会より、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書が届いております。

これにつきましては、総務開発常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書及び林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める陳情書については、総務開発常任委員会に付託の

上、審議することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午前 11 時 41 分散会）